

外郭団体の役員報酬等に関する都道府県等調査結果（R7.9）

●調査対象：47 都道府県及び大阪市（回答：44 団体）

1. 役員の報酬について

（1）報酬基準の有無（回答：44 団体）

都道府県がOB 役員の報酬基準を設けて、団体に対し指導・要請しているか。

- ①報酬の基準を定め、指導要請を行っている。【16 団体】（大阪府）
- ②報酬の基準は定めていないが、何らかの指導・要請を行っている。【5 団体】

・再任用職員の給与年額を情報提供し、業務内容，経営状況等に応じた適正な水準とすること等を要請。
- ③報酬基準及び指導要請も行っていない。【13 団体】
- ④その他【10 団体】

・県に残った場合の報酬水準を情報提供 等

1（2）～（6）及び2（1）は、1（1）の①②と回答のあった21 団体が回答対象。

（2）報酬基準の考え方（回答：21 団体）

報酬の基準等を定めている団体（※何らかの指導等を行っている団体を含む）では、どのような考え方の基準としているか。

- ①役職（理事長、常務理事、監事等）及び団体ごとに区分し、基準を設定。【1 団体】（大阪府）
- ②団体規模及び役職ごとに区分し、基準を設定。【0 団体】
- ③団体規模で区分し、基準を設定。【1 団体】
- ④役職ごとに区分し、基準を設定。【6 団体】
- ⑤退職時の職階・給与で設定。（再任用職員や役職定年後の給与基準とする場合含む）【6 団体】
- ⑥その他【7 団体】

・役職、団体規模、退職時の職階別に設定 等

（3）報酬基準の見直しの基準（複数回答可）（回答：21 団体）

- ①都道府県給料表の改定時併せて見直し。【7 団体】
- ②社会情勢を勘案し必要な都度見直し。【4 団体】（大阪府）
- ③定期的に見直し。【1 団体】（大阪府）

・3 年程度を目安に、報酬水準の定期点検・評価を行い見直し。
- ④役員就任時に都度見直し。【0 団体】
- ⑤その他【10 団体】

・県の特別職の報酬の見直しに合わせて、見直しを検討 等

（4）報酬基準額の最高年額（回答：17 団体）

金額	R4.9 調査	R7.9 調査
1,000 万円以上	3 団体	3 団体
800 万円台	3 団体	3 団体
700 万円台	2 団体	2 団体
700 万円未満	6 団体	9 団体

（大阪府）

（5）OB 以外への報酬基準の適用（回答：21 団体）

- ①適用している。【4 団体】
- ②条件によっては適用している。【1 団体】

・役員が公募（OB を公募対象に含む）により選定された場合には、当該役員がOB 以外であっても報酬基準を適用している。（大阪府）
- ③適用していない。【7 団体】
- ④その他【9 団体】

・各団体において判断している。

・把握していない。

（6）役員業績評価制度の有無（回答：21 団体）

- ①導入している。【3 団体】（大阪府）

・府と法人で調整の上、経営目標を設定し、その達成状況に基づき、翌年度の役員報酬に反映（常勤役員 ＋5 %～－5 %）（大阪府）
- ②導入していない。【13 団体】
- ③その他（把握していないなど）【5 団体】

（7）OB 役員の都道府県退職時の職階（回答：44 団体）

- ①部長級退職者以上【14 団体】（大阪府）
- ②次長級退職者以上【15 団体】
- ③課長級退職者以上【10 団体】
- ④その他（不明など）【5 団体】

2 役員就任・報酬水準設定に係る第三者機関等の設置状況

（1）報酬水準を決める際の第三者機関等への意見聴取（回答:21 団体）

- ①行ったことがある。【3 団体】（大阪府）
- ②行ったことはない。【17 団体】
- ③その他（把握している限り行ったことはない）【1 団体】

3 OB 役員の退職手当

（1）退職手当支給の有無（回答：44 団体）

OB 役員の退職手当の取扱いについて

- ①支給しない。【32 団体】（大阪府）
- ②支給している。【0 団体】
- ③団体に任せている。【12 団体】